

医療機関・福祉施設各位

船橋市保健所長 筒井 勝
(公 印 省 略)

機械浴槽水からのレジオネラ属菌検出事例について

入浴施設等の衛生管理については、日頃より適正管理に努めて頂いているところですが、今般、老人福祉施設の機械浴槽水よりレジオネラ属菌が検出される事例が発生いたしました。

入浴施設において、過去には市内でもレジオネラ症による死亡事故が発生しております。つきましては、今後かかる事例の発生を防止するため、各関係機関の皆様には感染症の予防及び感染者の患者に対する医療に関する法律第 9 条第 1 項の規定による「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（平成 11 年厚生省告示第 115 号）に基づく「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」（平成 15 年 7 月 25 日厚生労働省告示 264 号）および「建築物等におけるレジオネラ症防止対策について」（平成 11 年 11 月 26 日付生衛発第 1679 号厚生省生活衛生局長通知）に基づき、機械浴槽等の管理方法についてより一層のご配慮をお願いいたします。

記

- 1 日常清掃及び消毒、定期消毒について確実に実施してください。配管内に生成した生物膜は、浴槽の使用頻度等にもよりますが、年 1 回程度洗浄、除去を行ってください。
- 2 消毒装置等がある場合、薬液タンクの塩素系薬剤の量を確認し、補給を怠らないように留意してください。残留塩素濃度を頻繁に測定し、薬液の注入が正常に行われていることを確認してください。
- 3 マニュアル等を作成し、入浴施設の維持管理方法について確実に周知できる体制を整備してください。